

# パートタイム・有期雇用労働法（第8条）により、 正社員と短時間・有期雇用労働者の 「不合理な待遇差」は禁止されています！



「契約社員」や「パート」、「アルバイト」には支給（付与）していない「●●手当」や「●●休暇」がある場合・・・

## その差の「理由」、説明できますか？

- 短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇（※）の差の内容や理由などを問われた場合、事業主は説明しなければなりません（法第14条第2項）。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容（仕事の内容・責任の程度）や転勤・異動の範囲（人材活用の仕組み）の違いなどから、具体的に差の理由を説明することが必要です。
- 「パートだから」「就業規則で規定されているから」といった説明では、差の理由の説明として認められません。



（※）待遇には、基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生施設、教育訓練、休暇 など全ての待遇が含まれます。

## 正社員と同一基準で支給・付与するよう指導、是正した例

### 通勤手当



目的：通勤費の補填  
制度：正社員は実費支給  
パート（有期）は定額を  
出勤日数に応じて支給  
理由：パートは近隣採用のため

（実態）パートに自己負担者あり

#### 【不合理と判断した理由】

- 労働契約期間の定めがある（＝有期雇用）か否かによって、通勤費用が異なるものではない
- 実際に費用負担が生じている

### 慶弔休暇



目的：慶弔行事への参加  
制度：正社員は休暇付与  
パートは付与なし  
理由：正社員とは職務の  
内容が違うため



（実態）正社員と週の所定労働日数が同じパートは、出勤日振替は困難

#### 【不合理と判断した理由】

- 慶弔行事に参加するために労働から離れる機会を設ける趣旨や必要な時間は、正社員との職務内容の違いによって、変わるものではない

※厚生省作成パンフレット「パートタイム・有期雇用労働法のあらまし（R6.6版）」（裏面左のQRコード）より

正社員との待遇差について、確認してみましょう（裏面へ）



厚生労働省 東京労働局



## 【正社員とパ有の待遇の差について】

※「パ有」→「契約社員」「パート」等、短時間（1週間の所定労働時間が正社員より短い）・有期雇用（労働契約期間の定めがある）労働者。  
 ※説明会参加申込みフォーム（下記）には、正社員と最も業務内容が近い職種のパ有と比較した結果を回答してください。

待遇	正社員との違い	差の理由は…？
「通勤手当」 「慶弔休暇」 「賞与」  ※これらは待遇の一例です。他の手当や休暇等の待遇についても、その性質・目的、正社員との待遇差の内容や理由について点検しましょう。（点検方法等については下記「取組手順書」を参照してください）	左記の待遇について、以下のどれに当てはまりますか？  ①正社員には支給・付与しているが、パ有には支給等していない、または上限額や付与日数等について正社員と差がある  ②正社員とパ有の支給・付与に差はない  ③正社員にも支給・付与していない  ④わからない  ⑤事業主ではないorパ有なし ⑥回答拒否	●正社員と差がある待遇について、パ有から差の理由などを聞かれた場合、どのような説明ができますか？  ●いつでも説明できるように、それぞれの待遇の目的を含め、予め点検・整理しておきましょう。  <注意！> ●説明ができない場合は、不合理な差である可能性があります。パ有の待遇改善等について検討しましょう。

## 【パ有への待遇差等の説明について】

パ有から、正社員との待遇差や理由について、説明を求められたことが・・・  	①あり、説明した  ②あったが、説明しなかった 又は「パ有だから」「規定がそうなっているから」と回答した  <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p><b>▶法違反です！！</b>                          どのように対応したらよいか、労働局の指導課や「働き方改革推進支援センター」に相談する等により、法に沿った対応が必要です。</p> </div>  ③ない（把握していない）が説明の準備はしている  ④ない（把握していない）。説明の準備もしていない。  ⑤わからない ⑥事業主ではないorパ有なし ⑦回答拒否
--	--

## 【改正育児・介護休業法等説明会に参加される方へ】

・説明会参加申込みフォーム（同送のチラシ参照）に、上記確認結果の回答欄がありますので、あわせてご入力をお願いいたします（※入力必須）。

※法違反等（説明の質問で②・④）の場合、担当者様あてに東京労働局（指導課）からパ有法に基づく報告徴収のご連絡を差し上げ、助言を行う場合がありますので予めご了承ください。

パ有法って...どんな法律？  
 （「パ有法のあらし」）



正社員とパ有の待遇差、  
 点検&整理したい  
 （パ有法対応のための「取組手順書」）



どう対応したらいい？  
 専門家に相談したい！  
 （働き方改革推進支援センター）

